

# 奈良市公報

第 2 3 9 号

平成20年12月1日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 文書法制課長  
印刷所 関西印刷株式会社

## 目次

### 告 示

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 1
- 一般競争入札の実施…………… 1
- 放置自転車等の保管…………… 2
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…………… 3
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 3
- 住居番号の設定…………… 3
- 近鉄西大寺駅南土地区画整理審議会委員の選挙の選挙人名簿の公衆縦覧…………… 3
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出…………… 3
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 4
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出…………… 4
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 4
- 開発行為に関する工事の完了…………… 4
- 平成20年度被表彰者の氏名等…………… 5
- 放置自転車等の保管…………… 6
- インフルエンザ予防接種の実施の一部改正…………… 6
- 督促状の公示送達…………… 6
- 放置自転車等の保管（3件）…………… 6
- 放置自転車等の処分…………… 7
- 放置自転車等の保管…………… 7
- 公売通知書の公示送達…………… 7
- 予防接種の実施の一部改正…………… 7

### 3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点
流域富雄川幹線NO.11-1	奈良市石木町118-1	奈良市石木町118-1
あやめ池北幹線-116	奈良市敷島町二丁目546-201	奈良市敷島町二丁目546-123
あやめ池北幹線-117	奈良市西大寺北町四丁目438-1	奈良市西大寺北町四丁目437-1
五条幹線-213	奈良市五条西一丁目5236-3	奈良市五条西一丁目5236-1
大森幹線-45	奈良市西木辻町200-64	奈良市西木辻町118-2
大森幹線-46	奈良市西木辻町117	奈良市西木辻町118-1

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別  
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称  
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター  
(平成20年11月4日揭示済)

### 奈良市告示第595号

- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出…………… 8

### 公 営 企 業

- 一般競争入札の実施…………… 8
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出…………… 9
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定…………… 9

### 教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催…………… 9

### 農 業 委 員 会

- 農地部会の招集…………… 9

## 告 示

### 奈良市告示第594号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成20年11月4日から2週間、本市建設部下水道室下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成20年11月4日

奈良市公共下水道管理者  
奈良市長 藤原 昭

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成20年11月18日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域  
奈良市石木町、敷島町二丁目、西大寺北町四丁目、五条西一丁目及び西木辻町の各一部

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成20年11月4日

奈良市長 藤原 昭

- 1 入札に付する事項

都市水環境整備下水道築造工事（公9）菅原町地内ほか30件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成20年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

- (1) 日時  
告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 場所  
告示日から平成20年11月4日までは閲覧コーナー、同月7日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
  - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
  - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
  - ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
  - エ 入札書に記名押印のない入札
  - オ 入札金額を訂正した入札
  - カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

- キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書
- ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成20年11月4日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成20年11月7日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市総務部監理課  
電話 0742-34-4743

別表省略

(平成20年11月4日揭示済)

奈良市告示第596号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年11月4日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成20年11月4日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除

- く。
- 6 引取時間  
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
- ア 移動費 自転車 2,000円  
原動機付自転車 4,000円
- イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 8 連絡先  
奈良市市民生活部市民安全室市民安全課  
電話0742-34-1111代表  
(平成20年11月4日揭示済)

**奈良市告示第597号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成20年11月5日  
奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
株式会社スギ薬局 学園前店	奈良県奈良市中山町西一丁目716-3ならコープ2階	平成20年8月31日

(平成20年11月5日揭示済)

**奈良市告示第598号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成20年11月5日  
奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
スギ薬局 学園前店	奈良県奈良市中山町西一丁目716-3ならコープ2階	平成20年9月1日

(平成20年11月5日揭示済)

**奈良市告示第599号**

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成20年11月5日  
奈良市長 藤原 昭  
次のとおり省略  
(平成20年11月5日揭示済)

**奈良市告示第600号**

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第58条第1項の規定により平成20年12月21日に執行する大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)近鉄西大寺駅南土地区画整理審議会委員の選挙について、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第20条の規定に基づき作成した選挙人名簿を、同令第21条第1項の規定により2週間公衆の縦覧に供しますので、同条第2項において準用する同令第3条の規定に基づき次のとおり公告します。

平成20年11月6日  
奈良市長 藤原 昭

- 縦覧開始日  
平成20年11月7日
- 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時まで
- 縦覧場所  
奈良市西大寺南町2番6号  
奈良市都市整備部 都市計画室 西大寺南区画整理事務所  
(平成20年11月6日揭示済)

**奈良市告示第601号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成20年11月6日  
奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者		介護予防支援事業(介護予防計画作成)	平成20年9月30日
名称	主たる事務所の所在地		
奈良市平城地域包括支援センター	奈良県奈良市右京一丁目3-4 サンタウンプラザすずらん館2階227		
(社)福寿会	奈良県奈良市秋篠町1567		

(平成20年11月6日掲示済)

**奈良市告示第602号**  
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。  
平成20年11月6日  
奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
奈良市平城地域包括支援センター	奈良県奈良市右京一丁目3-4 サンタウンプラザすずらん館223号	介護予防支援事業（介護予防計画作成）	平成20年10月1日
社会福祉法人奈良苑	奈良県奈良市二名三丁目11-51-1		

(平成20年11月6日掲示済)

**奈良市告示第603号**  
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護

機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。  
平成20年11月7日  
奈良市長 藤原 昭

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	ケアプランセンターひまわり奈良	奈良県奈良市朱雀三丁目5-4	医療法人健和会	平成20年10月1日
新	ケアプランセンターひまわり奈良	奈良県奈良市朱雀五丁目20-6		

(平成20年11月7日掲示済)

**奈良市告示第604号**  
生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準

用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。  
平成20年11月7日  
奈良市長 藤原 昭

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
富保 政成		柔道整復	平成20年10月31日
椿井整骨院（富保 政成）	奈良県奈良市東城戸町5-1 ウェルフェア-奈良101号		

(平成20年11月7日掲示済)

**奈良市告示第605号**  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

- 1号
- 検査済証の交付年月日及び番号
    - 開発行為 平成20年11月7日 第1148号
    - 公共施設 平成20年11月7日 第506号
  - 開発区域に含まれる地域  
奈良市八条町363番地の1、363番地の3及び372番地の2並びに柏木町463番地の4
  - 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
名古屋市中村区名駅四丁目9番8号  
豊田通商株式会社  
代表取締役 高橋 克紀
  - 公共施設の種類、位置及び区域
    - 道路

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。  
平成20年11月7日  
奈良市長 藤原 昭

- 許可の年月日及び番号  
平成20年4月30日 奈良市指令都整開 第07A-59号  
平成20年9月16日 奈良市指令都整開 第07A-59-

奈良市八条町363番地の3  
(2) 下水道  
奈良市八条町363番地の3の一部  
(平成20年11月7日揭示済)

奈良市告示第606号

奈良市表彰条例(昭和33年奈良市条例第1号)第7条の規定に基づき平成20年度被表彰者の氏名等を次のとおり公示します。

平成20年11月7日

奈良市長 藤原 昭

有功特別表彰の部(2名)

氏名	住所	事績
原田 榮子	学園朝日元町二丁目	条例第3条第2項
箸尾 達哉	西ノ京町	条例第3条第2項

有功表彰の部(21名、内1名氏名等公表辞退)

氏名	住所	事績
南浦 小糸	南京終町四丁目	条例第3条第1項第4号
北畑 一	南庄町	条例第3条第1項第5号
水谷 悦郎	秋篠町	条例第3条第1項第5号
田村 捨幸	奈保町	条例第3条第1項第5号
中港 暉一	藤ノ木台二丁目	条例第3条第1項第6号
上田 良	富雄元町二丁目	条例第3条第1項第6号
大西 昇	紀寺町	条例第3条第1項第6号
福村 良信	三条町	条例第3条第1項第6号
吉田 佳弘	南京終町一丁目	条例第3条第1項第6号
中村 正治	古市町	条例第3条第1項第6号
田遠 信明	朱雀三丁目	条例第3条第1項第6号
櫻井 寛明	油阪町	条例第3条第1項第6号
山田 良子	平松二丁目	条例第3条第1項第6号
工藤 益子	西登美ヶ丘四丁目	条例第3条第1項第6号
西山 ミサ	鶴舞西町	条例第3条第1項第6号
植原 敏子	大宮町二丁目	条例第3条第1項第6号
富岡 庸好	法華寺町	条例第3条第1項第6号
川崎 政信	法華寺町	条例第3条第1項第6号
吉川 健太郎	宝来一丁目	条例第3条第1項第6号
笹本 國廣	南京終町	条例第3条第1項第6号

功労表彰の部(101名、内8名氏名等公表辞退)

氏名	住所	事績
小林 宏一	大和高田市	条例第4条第1号
坪井 義夫	西大寺高塚町	条例第4条第1号
西浦 正翁	生駒郡斑鳩町	条例第4条第1号
長谷川 憲男	上三条町	条例第4条第1号
溝川 彌榮	佐紀町	条例第4条第1号
矢追 盛賢	学園南三丁目	条例第4条第1号
三橋 友紀子	法蓮町	条例第4条第1号
本橋 大司	杉ヶ町	条例第4条第1号
東出 和彦	高畑町	条例第4条第1号
巳波 佐一郎	佐紀町	条例第4条第1号
吉村 美智代	高畑町	条例第4条第3号
岡本 三好	般若寺町	条例第4条第3号
島 勇	法蓮町	条例第4条第3号
魚谷 芳次	餅飯殿町	条例第4条第3号
臼井 基雄	下御門町	条例第4条第3号
平田 晴康	北風呂町	条例第4条第3号
中村 修	油阪町	条例第4条第3号
鈴木 民三	肘塚町	条例第4条第3号
永井 正男	西木辻町	条例第4条第3号
上野 一夫	古市町	条例第4条第3号
辻澤 靖彦	鹿野園町	条例第4条第3号
村田 伊代子	奈良阪町	条例第4条第3号
岩井 和子	奈良阪町	条例第4条第3号
中谷 茂	西大寺本町	条例第4条第4号
吉村 貢	七条西町一丁目	条例第4条第4号
西森 良純	高樋町	条例第4条第4号
福井 義博	横井六丁目	条例第4条第4号
寺山 弘行	尼辻中町	条例第4条第4号
松尾 文雄	法蓮町	条例第4条第4号
上田 良子	西大寺竜王町一丁目	条例第4条第4号
北 郁代	大森町	条例第4条第4号
日夏 寛次郎	百楽園一丁目	条例第4条第4号
鈴木 英夫	六条三丁目	条例第4条第4号
櫻木 和雄	古市町	条例第4条第4号
加野 幸男	学園朝日元町二丁目	条例第4条第4号
松村 明	奈良阪町	条例第4条第4号
川崎 隆司	法華寺町	条例第4条第4号
松添 康江	右京三丁目	条例第4条第4号
池田 利賢	西大寺宝ヶ丘	条例第4条第4号
名迫 美野里	六条西六丁目	条例第4条第4号
藤村 秀子	登美ヶ丘二丁目	条例第4条第4号
坂 多壽子	七条西町一丁目	条例第4条第4号
岡本 涼子	富雄元町一丁目	条例第4条第4号
松井 善子	肘塚町	条例第4条第4号
前田 昭	高畑町	条例第4条第4号
宮川 絢子	肘塚町	条例第4条第4号
藤原 サチ子	千代ヶ丘一丁目	条例第4条第4号
田中 仁美	三条松町	条例第4条第4号
中村 榮子	大宮町七丁目	条例第4条第4号
小野 鍊一	紀寺町	条例第4条第4号
古賀 敬子	三松二丁目	条例第4条第4号
牧之内 幸子	三条本町	条例第4条第4号
廣田 榮子	学園大和町二丁目	条例第4条第4号

筒江之子	鳥見町三丁目	条例第4条第4号
片山俊博	大安寺一丁目	条例第4条第4号
中尾榮子	古市町	条例第4条第4号
廣岡和代	法蓮町	条例第4条第4号
山田エミ子	青山一丁目	条例第4条第4号
山下君江	高畑町	条例第4条第4号
中村信子	般若寺町	条例第4条第4号
西岡一朗	大野町	条例第4条第4号
松本恵美子	疋田町一丁目	条例第4条第4号
坪内良江	高御門町	条例第4条第4号
岡本令子	光明院町	条例第4条第4号
藤田裕康	六条西四丁目	条例第4条第4号
福井幸子	帝塚山南二丁目	条例第4条第4号
高石孝子	右京五丁目	条例第4条第4号
伊藤忠通	中山町西四丁目	条例第4条第4号
實清隆	大阪市住之江区	条例第4条第4号
中田紀子	あやめ池南三丁目	条例第4条第4号
中尾吉之	米谷町	条例第4条第5号
井久保裕也	萩町	条例第4条第5号
内藤正孝	三松一丁目	条例第4条第5号
植原満晴	青野町	条例第4条第5号
勝間正樹	肘塚町	条例第4条第5号
今井良守	大安寺三丁目	条例第4条第5号
西亭伊弘	出屋敷町	条例第4条第5号
大東徳文	都祁馬場町	条例第4条第5号
中岡豊	月ヶ瀬長引	条例第4条第5号
後藤昇	右京三丁目	条例第4条第6号
小川浩史	大和郡山市	条例第4条第6号
奥成顕	高畑町	条例第4条第6号
村尾憲一	朱雀六丁目	条例第4条第6号
木田安彦	窪之庄町	条例第4条第6号
山尾雅朗	大宮町二丁目	条例第4条第6号
谷村雅子	神功二丁目	条例第4条第6号
清水晃	高槻市	条例第4条第6号
竹内史郎	長岡京市	条例第4条第6号
安達俊弘	三条大路五丁目	条例第4条第6号
伊藤政次	川上町	条例第4条第6号
上城戸栄子	富雄元町一丁目	条例第4条第6号
田中隆	右京四丁目	条例第4条第6号
遠山嘉博	宝塚市	条例第4条第6号

善行表彰の部（7名、内5名氏名等公表辞退）

氏名	住所	事績
松矢邦利	東大阪市	条例第5条第1号
岩本潤三	右京四丁目	条例第5条第1号

(平成20年11月7日揭示済)

奈良市告示第607号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年11月7日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成20年11月7日
- 3 移動対象区域  
近鉄西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略  
(平成20年11月7日揭示済)

奈良市告示第608号

平成20年奈良市告示第564号（インフルエンザ予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成20年11月10日

奈良市長 藤原 昭

次のよう省略

(平成20年11月10日揭示済)

奈良市告示第609号

平成20年度市・県民税第1期分及び第2期分、平成20年度固定資産税・都市計画税第1期分及び第2期分並びに平成20年度軽自動車税全期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成20年11月10日

奈良市長 藤原 昭

- 1 この督促状の発送年月日  
市県民税 第1期分 平成20年7月18日  
市県民税 第2期分 平成20年9月19日  
固定資産税・都市計画税  
第1期分 平成20年5月20日  
固定資産税・都市計画税  
第2期分 平成20年8月20日  
軽自動車税 全期分 平成20年6月20日  
納期変更分 平成20年8月20日  
納期変更分 平成20年10月20日

- 2 送達を受けるべき者  
別紙のとおり

別紙省略

(平成20年11月10日揭示済)

奈良市告示第610号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年11月10日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
  - 2 移動年月日  
平成20年11月10日
  - 3 移動対象区域  
近鉄高の原駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成20年11月10日揭示済)

**奈良市告示第611号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年11月11日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
  - 2 移動年月日  
平成20年11月11日
  - 3 移動対象区域  
JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成20年11月11日揭示済)

**奈良市告示第612号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年11月12日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
  - 2 移動年月日  
平成20年11月12日
  - 3 移動対象区域  
近鉄西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成20年11月12日揭示済)

**奈良市告示第613号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成20年11月12日

奈良市長 藤原 昭

- 1 処分の根拠  
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
  - 2 処分対象自転車等の保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設
  - 3 処分年月日  
平成20年11月26日
  - 4 処分対象自転車等の移動年月日  
平成20年8月5日、同月7日、同月12日、同月19日から同月22日まで及び同月26日から同月29日まで
- (平成20年11月12日揭示済)

**奈良市告示第614号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年11月13日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
  - 2 移動年月日  
平成20年11月13日
  - 3 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成20年11月13日揭示済)

**奈良市告示第615号**

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第96条第1項の規定に基づく公売通知書については、その送達を受けるべき者の所在地等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成20年11月13日

奈良市長 藤原 昭

- 1 送達をすべき文書  
公売通知書
- 2 送達を受けるべき者  
省略

(平成20年11月13日揭示済)

**奈良市告示第616号**

平成20年奈良市告示第221号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成20年11月14日

奈良市長 藤原 昭  
次のよう省略  
(平成20年11月14日揭示済)

において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護  
機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同  
法第55条の2の規定により告示します。  
平成20年11月14日

奈良市告示第617号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項

奈良市長 藤原 昭

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	ケアプランセンターなら清寿苑	奈良県奈良市今市町353-3	社会福祉法人大和清寿会	平成20年11月1日
新	ケアプランセンターなら清寿苑	奈良県奈良市田中町602-1	社会福祉法人大和清寿会	

(平成20年11月14日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第47号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成20年11月4日

奈良市水道事業管理者  
福村圭司

1 入札に付する事項

舗装工事、市内須川町地内他13箇所(工事の種類、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成20年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局4階 大会議室(北側)

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成20年11月7日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加

決定通知後において、入札参加不適合要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成20年11月10日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先  
奈良市法華寺町264番地1  
奈良市水道局業務部経理課入札係  
電話 0742-34-5200 (内線) 223

別表省略

(平成20年11月4日揭示済)

奈良市水道局告示第48号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成20年11月6日

奈良市水道事業管理者  
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	届出日
大陽興産株式会社	代表取締役 阿部 俊二	奈良県生駒市喜里が丘三丁目4-4	平成20年11月4日

(平成20年11月6日揭示済)

奈良市水道局告示第49号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成20年11月7日

奈良市水道事業管理者  
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社 サニコン 奈良営業所	代表取締役 假谷 登	奈良県橿原市葛本町201番地1池原観光ビル3F	平成20年11月4日

(平成20年11月7日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第50号

平成20年11月定例教育委員会を次のとおり開催しますの

で、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成20年11月14日

奈良市教育委員会  
委員長 冷水 毅

- 1 日時  
平成20年11月20日（木）  
午後1時30分から
- 2 場所  
奈良市役所北棟3階 教育委員会室
- 3 会議に付すべき事件  
教育長報告  
(1) 平成20年度12月補正予算要求について  
(2) 「奈良市教育ビジョン」中間報告について  
議事  
議案第34号 奈良市教育振興基金条例の制定について  
議案第35号 奈良市スポーツ賞要綱の廃止について  
議案第36号 奈良市立小・中学校通学区区域検討委員会委員の委嘱について  
議案第37号 人事について
- 4 その他  
(1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について  
11月～12月  
傍聴受付は、開催日の午後0時30分から午後1時20分までで、定員5名になり次第締め切ります。

(平成20年11月14日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第17号

奈良市農業委員会平成20年11月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成20年11月6日

奈良市農業委員会  
農地部会長 徳西利和  
記

- 1 日時  
平成20年11月14日（金） 午後1時30分
- 2 場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 審議案件  
(1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について  
(2) 農地の公売に係る買受適格証明について（委員会）  
(3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について  
(4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について  
(5) 農地法第20条第6項の規定による通知の受理について

て

(6) 農地法第25条第2項の規定による通知の受理について

て

(7) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあ  
っせんについて

(8) 知事許可について (10月許可分)

(9) 非農地証明について (10月分)

(平成20年11月6日揭示済)